



名古屋市 自転車活用 推進計画



令和3年3月
名古屋市

目 次

第Ⅰ章	はじめに.....	1
1	計画策定の背景.....	2
2	計画策定の目的.....	2
3	計画の位置づけ.....	3
4	計画期間.....	4
第Ⅱ章	自転車の特性.....	5
第Ⅲ章	将来のめざす姿.....	13
第Ⅳ章	自転車を巡る現状と課題.....	17
第Ⅴ章	本計画の目標と3つの方針.....	35
第Ⅵ章	施策と事業.....	39
方針1	自転車利用環境の形成.....	41
方針2	自転車の安心・安全利用の促進.....	49
方針3	自転車利用の拡大.....	55
	将来のめざす姿の実現のために検討する施策.....	62
第Ⅶ章	着実な計画推進のために.....	69
1	成果指標.....	70
2	本計画の推進体制.....	71
3	本計画のフォローアップと見直し.....	71
参考編	73
1	用語集.....	74
2	策定の経緯.....	77
3	関連データの整理.....	86



第 I 章 はじめに

第 I 章 はじめに



1 計画策定の背景

名古屋市（以下、「本市」という。）は、これまでまちづくりの方針等を示した「名古屋市総合計画」の施策・事業の一部として、自転車に関する施策を実施してきました。その中心的なものとして、自転車利用環境の整備と交通安全運動の推進があります。

まず、自転車利用環境の整備では、平成 12（2000）年度に策定した「名古屋市自転車利用環境整備基本計画」（平成 23（2011）年度に「名古屋市自転車利用環境基本計画」に改定）に基づき、自転車駐車場の整備や自転車通行空間の整備を進めてきました。

また、交通安全運動の推進においては、交通ルールの周知や交通安全教育を行い、自転車の安全で適正な利用を促進し、交通事故の減少をはかるとともに、自転車事故による被害者の保護をはかるため、平成 29（2017）年度に「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

このように従前から進めてきた、自転車を「とめる」ため、自転車が「走る」ための施策が一定の成果を挙げたことで、近年では自転車を「利用する」ことに着目した施策の実施・検討も活発化してきました。

法制度としては、平成 29（2017）年 5 月に、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号。）」（以下、「法」という。）が施行され、市町村は当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるように努めなければならないとされています。また、昨今、都心部や観光地での自転車利用環境整備などを進め、回遊性の向上や観光客の利便性向上などの一定の成果がみられる自治体もあります。さらに、自転車と健康に関する研究も進み、健康増進の面で自転車の利活用が有効であるという研究成果もみられるなど、自転車の活用推進が、本市がめざす将来のまちの姿の実現に寄与すると考えることから、「名古屋市自転車活用推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画策定の目的

本計画は、法の基本理念や市民の自転車に対する関心の高まりを踏まえ、これまでの自転車利用環境の整備や交通安全運動の推進等の取り組みに加え、自転車があらゆる場面で活用されるよう自転車に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、自転車が使いやすいまちを実現するために、長期的な将来像を提示しつつ、具体的な施策について示していくことを目的とします。

都心部・・・都市機能が集積している名古屋駅・伏見・栄地区を中心として官庁街のある名城地区及び大須地区まで含む区域。

3 計画の位置づけ

本計画は、法（第 11 条）に基づく市町村自転車活用推進計画として策定するものです。

また、「名古屋市基本構想」に基づき策定された「名古屋市総合計画 2023」を実現する個別計画で、本市の自転車に関する施策・事業の最上位計画として位置づけます。

■ 本計画の位置づけ



持続可能な開発目標（SDGs）との関係

近年の地球環境や経済・社会の持続可能性に関する世界的な危機意識の高まりにより、平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国際的な開発目標（SDGs）が定められました。自転車の活用から得られる効果は、主に目標 3・11・13・17 との関連が深いことから、本市における自転車の活用推進の取り組みは、SDGs の理念を踏まえた、経済・社会・環境が調和した持続可能なまちづくりに寄与するものと考えています。



資料：国際連合広報センター

持続可能な開発目標（SDGs）・・・国際社会全体がめざすべき 17 の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択されたもの。

4 計画期間

本計画の上位計画である「名古屋市総合計画 2023」の「長期的展望に立ったまちづくり」は、令和 12（2030）年頃を見据えていることを踏まえ、本計画の計画期間は令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度の 10 年間とします。なお、本計画は、総合計画の計画期間に鑑み、実施すべき施策や事業を見直すために、フォローアップを行います。

■計画期間

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
名古屋市 自転車活用推進計画				計画目標の実現に向けた施策・事業の実施 ★ フォローアップ（進捗確認・効果検証・計画見直し） 次期 将来のめざす姿の実現のために検討する施策の検討										
関連計画	名古屋市 総合計画2023	長期的展望に立ったまちづくり 令和12年（2030）年頃を見据えた本市のめざす都市像・戦略 めざす都市像の実現に向けた 施策・事業												
	自転車活用 推進計画（国）	現計画	次期計画											
主なできごと				●2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催					●第20回アジア競技大会の開催			●リニア中央新幹線の開業（品川ー名古屋間）		
				●団塊の世代が後期高齢者に（～2025）										

コラム 1 名古屋市総合計画 2023

令和元（2019）年 10 月に策定した「名古屋市総合計画 2023 ～世界に冠たる「NAGOYA」へ～」は、市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」のもと、本市がめざす都市像などを「長期的展望に立ったまちづくり」として示し、その実現のために必要な施策・事業を総合的・体系的に取りまとめています。計画期間は、令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの 5 年間です。

「名古屋市総合計画 2023」では「新しい時代にふさわしい豊かな未来を創る！世界に冠たる「NAGOYA」へ」をまちづくりの方針とし、令和 12（2030）年頃を見据え、本市が実現をめざす将来のまちの姿を 5 つの「めざす都市像」にまとめました。

環境にやさしく、機動的で、回遊性向上が期待できる身近な乗り物である自転車をより活用していくことは、5 つ全ての「めざす都市像」の実現に寄与するものと考えられます。

